

令和7年度（2025年度）

# 熊本市防災会議

議事・報告案件資料

第1号議案  
熊本市地域防災計画の修正について

## 1. 災害中間支援組織との連携強化に向けた修正

- ・円滑な防災ボランティア活動の実施のため災害中間支援組織との連携体制を構築
- ・災害時に災害中間支援組織と連携し、被災者支援全般の調整を行うため、災害対策本部災害救助法班を被災者支援班として機能を拡充

## 2. 台風の接近等に備えた本市の方針決定の明確化

- ・災害対策本部の設置基準を満たさない台風の接近等であっても、必要に応じ本部会議構成員による方針決定を行う会議体を臨時に設置

## 3. 画図校区地区防災計画の地域防災計画への規定

- ・画図校区防災連絡会において「熊本市画図校区地区防災計画」を策定
- ・画図校区防災連絡会の提案により地域防災計画に規定

## 4. 防災基本計画、熊本県地域防災計画の修正等に伴う反映

- ① 最近の施策の進展等を踏まえた修正
- ② 関連する法令の改正を踏まえた修正
- ③ 近年発生した災害（令和6年能登半島地震等）を踏まえた修正
- ④ 熊本県地域防災計画を踏まえた修正

## 1. 災害中間支援組織との連携強化に向けた修正

能登半島地震において、NPO等様々な関係者が避難所の支援活動等を行ったが、それぞれが有している情報を横断的に共有する仕組みの構築に手間取った課題を踏まえ、災害時に防災ボランティア活動が円滑に行われるよう災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）である「特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）」との連携強化に向け、次のとおり修正を行う。

### （1）処理すべき事務又は業務の大綱への位置づけ

#### 特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）

事務又は業務：NPOやボランティア等の活動支援・調整に関すること

### （2）災害対策本部における被災者支援班の設置

大規模災害時等に特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）と連携し、被災者支援全般の調整を行うため、災害対策本部総合調整室内の災害救助法班を「被災者支援班」として機能を拡充。

#### 被災者支援班

事務分掌：1 災害救助法の適用に関すること  
2 被災者支援全般の調整に関すること（追加）

### （3）訓練等の実施

災害時にNPO・ボランティア等との情報共有や連携が円滑に機能するよう、平時から顔が見える関係、情報交換ができる体制を構築するとともに、災害中間支援組織と災害時の情報共有や連携のオペレーションの訓練を実施し、NPO・ボランティア等との連携強化を図る。

## 2. 台風の接近等に備えた本市の方針決定の明確化

非常に強い台風が接近し、暴風域に入り猛烈な雨風が発生する見込みがあるなど、市民生活に多大な影響を及ぼすおそれがある場合、臨時で災害対策本部会議構成員による会議を開催し、市役所業務の停止や市有施設の閉館など、本市の対応についての方針決定を明確にする。

(会議内容の例)

- ・ 台風等の気象情報の共有
- ・ 市の配備態勢等の確認
- ・ 避難情報の共有
- ・ 避難場所開設の確認
- ・ 所管施設の対応の確認
- ・ 閉庁、業務停止の調整 等

これまでの対応例

### 令和2年台風第10号（令和2年9月）

- ・ 職員配備態勢：1号配備態勢（現行：災害警戒レベル4強化 災害警戒態勢相当）
- ・ 警戒レベル4 避難指示・避難勧告発令、指定避難所開設（145箇所）
- ・ 窓口業務を含む市役所全業務を停止（守衛業務等の一部例外あり）
- ・ 業務停止に伴い、災害対応に当たる一部の職員を除き、全職員在宅勤務
- ・ 原則、全ての市有施設（指定管理施設を含む）を閉鎖

### 令和6年台風第10号（令和6年8月）

- ・ 職員配備態勢：災害警戒レベル3 初動準備態勢
- ・ 警戒レベル3 高齢者等避難発令、避難場所開設（153箇所）
- ・ 市有施設を原則として全て閉館し、窓口業務を含む市役所業務を停止
- ・ イベントの中止、家庭ごみの収集（大型ごみ・ふれあい収集合む）の中止
- ・ 市立学校の一斉臨時休校（公営の児童育成クラブを含む）
- ・ 熊本市電の全便運休 等

## 3. 画図校区地区防災計画の地域防災計画への規定

### 【熊本市画図校区地区防災計画】

※「熊本市画図校区地区防災計画」については、別添資料を添付しています

自助・共助の防災意識と、災害に対応できる地域防災力を高めるため、「画図校区地区防災計画」を通し、校区一丸となり防災に取り組んでいく。

#### ■団体名

画図校区防災連絡会

#### ■対象地区

熊本市画図校区

#### ■名称

熊本市画図校区地区防災計画  
・本編【防災マップ・校区ルール】  
・記録編

#### ■内容

【本編】防災マップ・校区ルール/マイタイムライン・やることリスト

- 【資料編】
- 1 過去の災害
  - 2 校区の特性（地形・災害・人口特性）
  - 3 画図校区防災連絡会と地区防災計画策定の経緯
  - 4 校区内の防災・減災ルール
  - 5 やることリスト（実施計画）
  - 6 校区の課題（ハード面の整備等）
  - 7 今後の運用に向けて
  - 8 〈参考〉画図校区の防災（避難所）体制

#### ■「熊本市画図校区 地区防災計画」策定について

計画作成にあたっては、東海大学並びにささえりあ江津湖の支援のもと、各種団体役員、小中学校、病院、福祉、その他の事業関係者、地域在住の防災士など様々な分野からご参加いただき、コアメンバー会議やワークショップを数回開催し、意見を出し合い、「熊本市画図校区 地区防災計画」を策定した。

今回提案があった「画図校区地区防災計画」については、事務局のチェックリストにおいて、地域防災計画に定める判断基準に合致していることを確認済み。

#### 「地区防災計画」とは

自分たちが生活する地区の住民の「命を守る」ため、地区の特性や想定される災害に応じて、平時の防災活動や災害時の行動を地区のみんなで“考え”、話し合いながら“つくる”計画。  
(出典) 熊本県HP「作ってみよう地区防災計画」

#### 地域防災計画に定めるための主な判断基準

- ・地区防災計画の内容が、地域防災計画に抵触するものでないか。
- ・地区防災計画の内容が自主防災組織等のメンバーの理解を十分に得られたものであるか。
- ・地区防災計画に基づく防災活動が、実体を伴った実効性のあるものとなっているか。

## 4. 防災基本計画、熊本県地域防災計画の修正等に伴う反映

### ① 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
  - ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援方策の検討
- 多様な主体と連携した被災者支援
  - ・ボランティアによる円滑かつ効果的な救援活動のための災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）との連携
- 水害対策の強化
  - ・アンダーパス部等の道路の冠水を防止する排水施設及び排水設備の補修等の推進
- デジタル技術の活用
  - ・被災者支援業務の迅速化・効率化のための被災者台帳及び避難行動要支援者名簿作成等におけるデジタル技術の活用

### ② 関連する法令の改正を踏まえた修正

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付（災害対策基本法施行令の改正関係）
  - ・緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るための緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書の災害発生前の事前交付
- 災害支援ナースの充実・強化（医療法の改正関係）
  - ・県は、災害発生時に要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT及び熊本DWAT）や災害支援ナースを指定避難所、福祉避難所等に派遣。

## 4. 防災基本計画、熊本県地域防災計画の修正等に伴う反映

### ③ 近年発生した災害（令和6年能登半島地震等）を踏まえた修正

- 適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令
  - ・ 避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による助言等を活用した適切な判断
- 避難所運営
  - ・ 保健医療福祉に係る支援者（日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T））の明確化
- 被災地の情報収集及び進入方策
  - ・ 国、県及び近隣自治体、電力、通信等のインフラ事業者等の関係機関と緊密に連携した円滑な復旧・復興

### ④ 熊本県地域防災計画独自の修正を踏まえた修正

- 建設型応急住宅の建設候補地の検討
  - ・ 発災直後の災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点が、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意
- 「防災分野における個人情報取扱いに関する指針」の活用
  - ・ 災害時の個人情報の取扱いについて、「防災分野における個人情報取扱いに関する指針」を活用した適切な対応
- 民間賃貸住宅の提供に係る連携強化
  - ・ 「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との平時から防災訓練を通じた連携の強化

第2号議案  
熊本市水防計画の変更について

## 1. 白川水系白川洪水浸水想定区域等の更新に伴う変更

河道（緑の区間の堤防嵩上げ、白川激特河道完成 等）及び阿蘇立野ダムの整備を踏まえ、国、県において白川水系白川洪水浸水想定区域及び基準水位を更新。更新に伴い、以下のとおり水防計画を変更する。

### (1) 洪水浸水想定区域の指定状況の更新

#### 白川水系白川洪水浸水想定図（想定最大規模）

【令和6年12月24日指定（旧 H29.5.30）：  
国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所】

#### 白川水系白川洪水浸水想定図（想定最大規模）

【令和6年12月24日指定（旧 H29.5.30）：  
熊本県土木部河川課】

※熊本市ハザードマップは令和7年3月に更新済み



### (2) 白川水系白川（代継橋観測所）における基準水位の変更

#### 基準水位の変更

水系名	河川名	観測所名	零点高 (T.P.+m)	水防団待機水位【通報水位】		避難判断水位		氾濫危険水位【危険水位】	
				変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
白川	白川	代継橋	7.656m	2.50m	2.70m	4.70m	5.20m	5.00m	5.50m

## 想定される震度分布・津波高等

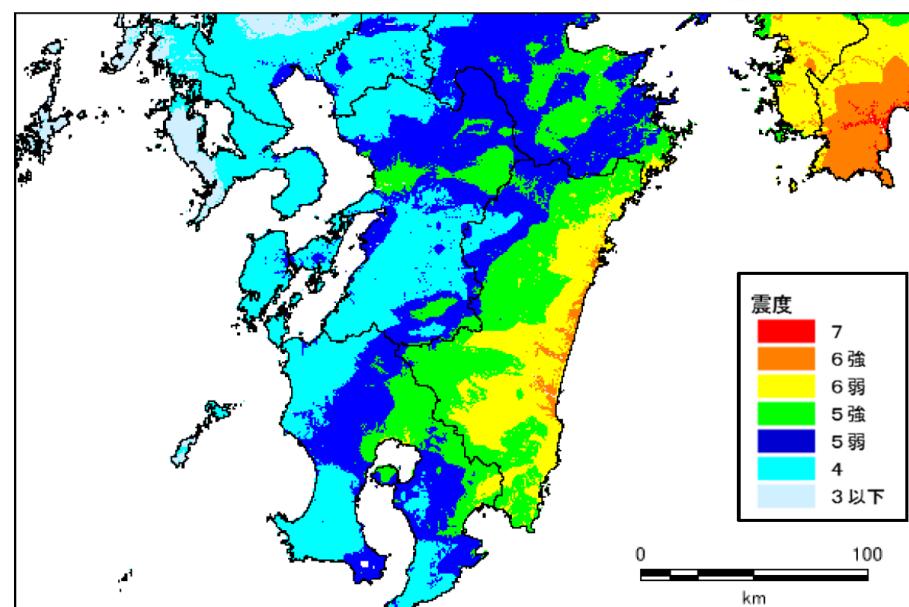
- ・ 国は、被害想定の見直しを検討するため、最新の知見を踏まえて地震モデルや推計手法等を見直し
- ・ 震度 6 弱以上または津波高3m以上となる市町村は、31都府県の764市町村に及び、その面積は全国の約3割、人口は全国の約5割を占め、影響は超広域にわたると想定
- ・ 本市における想定される最大震度は、従来の **震度 5 強から震度 6 弱に見直された**
- ・ 南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定については、今後国において検討

市町村別一覧表 最大震度

市区町村名	基本ケース	陸側ケース	東側ケース	西側ケース	経験的手法	最大値	前回最大値 (2012年)
熊本市中央区	5 強	5 強	5 強	5 強	5 強	5 強	5 強
熊本市東区	5 強	5 強	5 強	5 強	5 強	5 強	5 強
熊本市西区	5 強	5 強	5 強	5 強	5 強	5 強	5 強
熊本市南区	6 弱	5 強	5 強	5 強	5 強	6 弱	5 強
熊本市北区	5 強	5 強	5 弱	5 弱	5 強	5 強	5 強

出典：地震モデル報告書 計算結果集  
(南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会)

地域震度分布図 基本ケース 地表震度 九州



出典：地震モデル報告書 計算結果集  
(南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会)

## 南海トラフ巨大地震の被害想定 (R7 最大クラスの地震)

- ・ これまでの対策の効果は一定程度あるものの、強い揺れや津波が広域で発生することにより、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生

	【H26】	→	【R7】
死者数 (最大)	約 3 3 万 2 千人		約 2 9 万 8 千人
全壊焼失棟数	約 2 5 0 万 4 千棟		約 2 3 5 万棟

出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書 (R7.3.31公表)